

国の研究開発評価に関する大綱的指針について
(案)

令和3年12月20日
総合科学技術・イノベーション会議
評価専門調査会

第6期科学技術・イノベーション基本計画(以下「第6期基本計画」と称する)期間中における、国の研究開発における評価については、平成28年12月に決定された国の研究開発評価に関する大綱的指針に沿って評価を行うこととする。

第5期科学技術基本計画(以下「第5期基本計画」と称する)では、我が国が目指すべき未来社会の姿として、Society5.0 が提起されている。第6期基本計画においては、Society5.0 を具体化していくことが掲げられている。このように第6期基本計画の方向性は、第5期基本計画と変わらない。加えて、国の研究開発評価についても第5期基本計画で定められた内容から変更がないことから、上記のとおり第6期基本計画期間中においても、引き続き、国の研究開発評価に関する大綱的指針に沿った評価を行うこととする。

なお、評価専門調査会等の検討等を踏まえ、改正の必要が生じたときは、大綱的指針を改正するものとする。

以上